



こんなときにも届け出を けっこん しゅっさん りこん しぼう 結婚・出産・離婚・死亡

●^{けっこん}結婚するとき

婚姻届<結婚したことの お知らせ>を 市役所に 出して ください。

- 必要なもの
婚姻届書<結婚したことの お知らせの 紙> (20歳以上の 2人の 証人<結婚したことを 知っている人>に 名前を 書いてもらって ください)、あなたの 国の 大使館が 結婚することを 書いた 紙と、日本語で 書いた 紙、あなたの 国が わかるもの (パスポート)

外国人が 日本で 婚姻届<結婚したことの お知らせ>を 出すときは、いっしょに 出す 紙が あります。住民窓口センターに 聞いて ください。

住民窓口センター 電話 079-221-2352

●^{あか}赤ちゃんが 生まれたとき

赤ちゃんが 生まれた 日から 14日の 間に 出生届<赤ちゃんが 生まれた お知らせ>を 出して ください。

- 必要なもの
出生届書<赤ちゃんが 生まれた お知らせの 紙>、医師が 書いた 出生証明書 (出生届書に ついています)
母子健康手帳<おかあさんと 赤ちゃんの 体のことを しらべる ノート>

住民窓口センター 電話 079-221-2352

●^{りこん けっこん}離婚<結婚を やめる>するとき

離婚するときは 市役所に 言って ください。子どもが いる人は 親は だれかを 言って ください。

わからないときは 聞いて ください。

住民窓口センター 電話 079-221-2352



こんなときにも届け出を けっこん しゅっさん りこん しぼう 結婚・出産・離婚・死亡

●^{かぞく}家族が 死んだとき

死んだ日から 7日の 間に 死亡届<死んだ ことの お知らせ>を 出して ください。

- 必要なもの
死亡届書<死んだ ことの お知らせの 紙>、医師が 書いた 死亡診断書 (死亡届書に ついています)
死んだ人の 在留カード<日本に いるための カード>や 特別永住者証明書<特別に 日本に ずっと いることが できる>

住民窓口センター 電話 079-221-2352

●^{かそく}火葬<死んだ人の からだを 焼く>許可証について

市役所の住民窓口センターや、近くの支所、地域事務所、出張所、サービスセンターへ 死亡届 <死んだ ことの お知らせ>を 出して 火葬許可証<死んだ人の からだを 焼く ことの できる紙>を もらって ください。

火葬<死んだ人の からだを 焼く>が できるのは 名古屋斎場、清水谷斎場、あじさい苑 (死んだときに 安富町に 住所があった人)、こうふく苑 (死んだときに 香寺町に 住所があった人だけ) です。お金が かかります。

霊きゅう自動車<死んだ人を はこぶ 車>を 使うときは 12,000円が 必要です (名古屋斎場を 使う人が 姫路市の 中で 運ぶときだけ)。

名古屋霊苑管理事務所：姫路市名古屋14-1
電話 079-297-5030